

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案

規制の名称：一般の人又は組織間の手続における押印の廃止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省大臣官房文書課

評価実施時期：令和4年6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- （１）「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についても法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する」こととされ、行政手続における署名又は押印については、令和２年に見直しが行われたところ。
- （２）今般、一般の人又は組織間の手続（以下「民民手続」という。）においても、印鑑証明書の添付を求めているものについては、押印を求める必要性が乏しく、また、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、政令中の署名又は押印を不要とする改正を行うものである。
- （３）これらの見直しが行われなかった場合、引き続き、署名若しくは認印による押印、又はオンライン手続に係る電子押印・署名の手続が必要となり、オンラインによる簡易手続を利用できないことで、民民手続の効率化が実現できず、リモート社会の実現に向けた取組を阻害することとなるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

民民手続中、同意署名簿等において署名又は認印による押印を求めていることが法令上規定されているものは、署名又は認印による押印が必須となっていた。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、テレワーク等オンラインによる新たな働き方が急速に浸透している中、物理的な署名又は認印による押印が必要なため、出勤や対面での面会が必要となる等、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式の普及、働き方改革等の側面からも課題となっている。

【課題解決手段の検討】

署名については、文書の真正性の担保のために効果的であると考えられるものの、物理的な書面による署名行為又は電子署名に係る設備投資が必要となる。

また、認印は、いわゆる文書の真正に関する「二段の推定」が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果は限定的であると考えられる。

署名又は押印はいずれも、民民手続の効率化、リモート社会の実現の観点から課題となっている。

以下の政令中、署名又は認印による押印については、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、これらに係る規定を削除することとする。

（１）漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）

（２）独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号）

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本来必要性の低い認印による押印を廃止する規制緩和であって、押印廃止に伴う代替手段として厳格な本人確認を行うことは想定されないものの、民間での運用により、必要に応じて本人確認を行うことが想定される。

メール等オンラインにより同意取得する場合は、差出人を見れば本人かどうかは明らかであることから、本人確認に当たって特段費用は生じない。

書面の場合は、同意内容に疑義が生じた際に電話等により本人確認を行うことが考えられるものの、現状においても、疑義が生じた場合には同様の確認が必要であることから、規制緩和に伴う費用の増加は生じない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

民民手続であって行政機関を経由する手続ではないので、行政費用が発生するものではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（１）漁船損害等補償法施行令第６条に基づく同意取得については、年間約 200 の加入区において行われており、これらについて押印を不要とし、電磁的方法による同意取得を可能とすることで、手続の効率化を図ることができる。

（２）独立行政法人水資源機構法施行令第４条に基づく同意取得については、年間１、２程度の土地改良区で行われているが、これについて署名押印を不要とし、電磁的方法による同意取得を可能とすることで、手続の効率化を図ることができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

署名又は押印を不要とすることによる手続の効率化について、金銭的に便益を把握することは困難であるが、手続に係る消耗品等に係る経費が1件につき1000円程度必要と仮定した場合、年間で20万円以上の削減が達成できる。

また、金銭価値化は困難であるが、書面に代えてオンライン手続が可能となることで、手続の方法に選択肢が生まれ、民民間でいずれか利用しやすい方法を選択して手続を行うことができるようになる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑤及び⑥のとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

署名又は押印を不要とすることにより、副次的な影響として、オンラインによる同意取得手続が拡大し、同意取得が迅速かつ容易になることが想定される。また、波及的な影響として、漁船保険組合及び土地改良区におけるオンライン化が進むことが想定される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制緩和に伴う新たな遵守費用の発生は想定されない。

一方、署名又は押印を廃止することで、オンラインによる同意取得手続が拡大し、手続が迅速かつ容易になることが想定され、リモート社会の実現に向けた取組に寄与することとなる。また、消耗品等の経費について年間20万円以上の削減が見込まれる。

これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ると考えられることから、当該措置を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

民間事業者間の手続の効率化、我が国のデジタル化、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式の普及、働き方改革等の観点を踏まえると、代替措置は想定されない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についても法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する」こととされている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

以下の指標を踏まえ、事後評価を実施する。

- ・ オンライン手続の実施状況